

特定建設作業実施届出書の電子申請の手引き

建設工事に伴って発生する騒音及び振動による公害を防止し、生活環境を保全し、人の健康を保護するため、著しい騒音・振動を発生する作業(以下「特定建設作業」という。)について「騒音規制法」、「振動規制法」及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による、種々の規制があります。

このリーフレットは、特定建設作業実施届出書の電子申請にあたり手引きとなるよう作成したものです。なお、特定建設作業の制度については、別途「騒音・振動関係の届出及び規制の手引き(建設作業編)」をご覧ください。

1 電子申請の対象

以下の届出を電子申請の対象とします。

- 特定建設作業実施届出
- 特定建設作業実施変更届出
- 災害などの理由により緊急に実施する必要がある特定建設作業に係る届出

特定建設作業実施(変更)届出については、道路法の協議などによりやむを得ず夜間や日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に係るものも含まれます。この場合の申請には協議書等が必要になりますので、ご準備いただいた上でご申請ください。

2 申請フォームの種類

電子申請は、名古屋市電子申請サービスにより提供する申請フォームから行います。



申請フォームは、公害対策課が管轄する市内4つの区域ごとに分かれています。作業の場所(区)と申請フォームの名称は以下のとおりです。作業を実施する場所(区)により適切な申請フォームを選択してください。

作業の場所(区)	フォームの名称
千種・昭和・守山・名東	特定建設作業実施(変更)届出(千種区、昭和区、守山区、名東区)
東・北・西・中村・中	特定建設作業実施(変更)届出(東区、北区、西区、中村区、中区)
瑞穂・南・緑・天白	特定建設作業実施(変更)届出(瑞穂区、南区、緑区、天白区)
熱田・中川・港	特定建設作業実施(変更)届出(熱田区、中川区、港区)

複数の申請フォームにまたがる作業の届出については、それぞれのフォームごとに申請します。作業が複数の区にまたがる場合でも、同一のフォームで申請できる場合には、工事ごとにまとめて申請します。

例1:東区と北区にまたがり作業を実施する場合

申請フォーム「特定建設作業実施届出(東区、北区、西区、中村区、中区)」でまとめて申請してください。

※別々の工事の作業については、従来通り分けて申請してください。

例2:中川区と中村区で作業を実施する場合

申請フォーム「特定建設作業実施届出(東区、北区、西区、中村区、中区)」と申請フォーム「特定建設作業実施届出(熱田区、中川区、港区)」でそれぞれ申請してください。

なお、下記の長期閉庁期間は申請フォームの公開を一時停止しますのでご注意ください。

・年末年始 12月29日から1月3日 およびこれに連続する土日祝日

3 申請フォームへのアクセス

電子申請の申請フォームへのアクセスは以下のいずれかの方法により行います。

(1) 名古屋市公式ウェブサイトからアクセスする場合

以下の URL または右の二次元コードからアクセスする市公式ウェブサイトには、申請用フォームに関する注意事項やリンクが掲載されています。このページ内の「電子申請フォーム」の項目から申請フォームにアクセスできます。作業を実施する場所(区)ごとに申請フォームが異なるため、適切な申請フォームを選択してください。

<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000159331.html>



特定建設作業実施届出の電子申請フォーム

特定建設作業を実施するにあたり**作業を実施する場所(区)**によって、申請フォームが異なります。以下の4つのフォームから該当する区のものを選択してください。

法・条例に定められた項目の記入漏れなどにより、**差し戻しとなる場合があります**。差し戻しの場合には再度の申請が必要ですのでご注意ください。

差し戻しとならなかった場合でも、記載内容の確認・修正のため、担当の公害対策課より**メールや電話にて連絡することがあります**。申請時に登録するメールや電話を確認できるようにお願いします。

年末年始の期間は閉庁日が長期間続くため、電子申請フォームを一時的に公開停止としますのでご注意ください。

[東・北・西・中村・中区用申請フォーム\(外部リンク\)](#)

[熱田・中川・港区用申請フォーム\(外部リンク\)](#)

[瑞穂・南・緑・天白区用申請フォーム\(外部リンク\)](#)

[千種・昭和・守山・名東区用申請フォーム\(外部リンク\)](#)

(2) 電子申請サービスのページから検索してアクセスする場合

下記の URL または右の二次元コードから名古屋市電子申請サービスのページにアクセスし、「特定建設作業」の手続きを検索します。

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>



名古屋市 電子申請サービス

特定建設作業

メニュー

手続きを検索する

特定建設作業

検索結果:

全4件

【騒音・振動関係】特定建設作業実施（変更）届出（千種区、昭和区、守山区、名東区）
騒音規制法、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により、市内で著しい騒音・振動を発生する作業(特定建設作業)を行う場合には、事前に届出...

【騒音・振動関係】特定建設作業実施（変更）届出（瑞穂区、南区、緑区、天白区）
騒音規制法、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により、市内で著しい騒音・振動を発生する作業(特定建設作業)を行う場合には、事前に届出...

【騒音・振動関係】特定建設作業実施（変更）届出（熱田区、中川区、港区）
騒音規制法、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により、市内で著しい騒音・振動を発生する作業(特定建設作業)を行う場合には、事前に届出...

【騒音・振動関係】特定建設作業実施（変更）届出（東区、北区、西区、中村区、中区）
騒音規制法、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により、市内で著しい騒音・振動を発生する作業(特定建設作業)を行う場合には、事前に届出...

タグで絞り込む:

#生活・福祉

#自然・環境

#講座・講演

#文化・芸能

#健康・スポーツ

#子ども・子育て

#お出かけ・レジャー

#事業者向け

#千種区

#東区

#北区

#西区

#中村区

#中区

#昭和区

#瑞穂区

#熱田区

#中川区

#港区

#南区

#守山区

#緑区

#名東区

#天白区

検索結果から適切な手続きを選択し、表示されるページの「申請リンク」の項目からアクセスします。

名古屋市 電子申請サービス

【騒音・振動関係】特定建設作業実施（変更）届出（千種区、昭和区、守山区、名東区）

騒音規制法、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により、市内で著しい騒音・振動を発生する作業(特定建設作業)を行う場合には、事前に届出が必要になります。
千種区、昭和区、守山区、名東区で作業を実施する場合（災害等により緊急に行う場合を含む）、届出済みの作業を変更する場合にはこの手続きから申請ください。
※ダウンロード可能な様式は以下のとおりです。

■ 特定建設作業実施届出書

■ 特定建設作業実施届出書_別紙

■ 石綿事前調査結果報告に関するチェックシート

最終更新日:2025年04月01日

誰のための手続きか

この手続きは次の方を対象としています。

特定建設作業を伴う建設工事の元請業者の代表者

詳細な要件について

申請に必要な書類は、以下のとおりです。

・ 特定建設作業実施届出書及び別紙

・ 作業現場の付近見取図

・ 工事の工程表(特定建設作業の工程が明示しているもの)

・ くい伏せ図(くい打ちの特定建設作業を行う場合のみ)

手続きの期限について

実施届出は、特定建設作業の開始の中7日前までに、変更届出は、変更する前々日までにすることが必要です。(注)中7日前までは、特定建設作業を開始する日の前日を第1日目としてさかのぼり、8日目に相当する日までですのでご注意ください。

オンラインで手続きを行う

この手続きはオンラインで行うことができます。

申請を行う人

本人・代理人

申請リンク

④【騒音・振動関係】特定建設作業実施（変更）届出（千種区、昭和区、守山区、名東区）

ここからアクセス

注意点

■ 開庁日の申請について

開庁日（土日祝日及び年末年始）や開庁時間(17:15以降翌8:45迄)に申請された場合、届出日は直後の開庁日となります。届出日から作業開始日まで、実施届の場合は中7日空ける必要が、変更届の場合は変更をする前々日までに届出をする必要がありますのでご注意ください。

■ 差し戻しについて

法・条例に定められた項目の記入漏れなどにより、差し戻しとなる場合があります。差し戻しの場合には再度の申請が必要となりますのでご注意ください。

■ 修正の連絡について

差し戻しとならない場合でも、記載内容の確認・修正のため、担当の公害対策課より電子メールや電話にて連絡することがあります。申請時に登録されている電子メールや電話を確認できるようにしておいてください。
連絡がつかない場合、差し戻しになり工事開始日に間に合わない可能性もありますのでご注意ください。

■ 夜間及び日曜日その他の休日の作業について

法・条例により夜間及び日曜日その他の休日の作業は原則行わないこととしています。
道路法の協議等によりやむを得ず実施する場合には、電子申請ではこれらの作業の届出を受付していませんので、事前に公害対策課の窓口にご相談ください。

■ 変更届出について

特定建設作業実施変更届出書については、変更をする前々日まで受け付けています。日数が不足する場合は、公害対策課の窓口にてご提出ください。

■ 長期開庁期間の一時停止について

年末年始の長期開庁期間は電子申請の受付を一時停止しますのでご注意ください。

リンク集

特定建設作業実施届出の電子申請について

特定建設作業実施届出書

問い合わせ先

名東区公害対策課

電話番号: 052-778-3108

FAX: 052-778-3110

Email: meito-kougai-denshishinsei@meito.city.nagoya.lg.jp

管轄

この手続きは名古屋市が管轄しています。

事業者向け

4 申請の手順

★申請フォームの操作でお困りの場合には、Graffer のウェブサイトのよくある質問(<https://graffer.jp/faq/>)を参照してください。

-4-

(1) 様式の取得、見取り図等の準備

届出書および届出書別紙などの様式を、上記の市公式ウェブサイト(「3 (1) 名古屋市公式ウェブサイトからアクセスする場合」参照)から取得します。なお、作業現場の付近見取図や工事の工程表などの資料には様式がありません。

電子申請で添付する資料の様式について

以下のリンクから様式をダウンロードし記入の上、電子申請時に添付してください。

[特定建設作業実施届出書 \(DOCX形式、15.11KB\)](#) 

[特定建設作業実施届出書 別紙 \(DOCX形式、13.25KB\)](#) 

[特定建設作業実施変更届出書 \(DOCX形式、23.00KB\)](#) 

[石綿事前調査結果報告に関するチェックシート \(DOCX形式、44.59KB\)](#) 

上記以外の添付資料については様式がありません。任意に作成したものを添付ください。

(2) 申請の開始方法

ア ログインして申請に進む

「アカウントを使用したログイン」か、「メールアドレス認証」の2種類いずれかの方法で申請を始めます。アカウントを使用してログインすると申請内容を一時保存したり、過去に申請した内容を確認したりすることができます。

ログインは、「Graffer・Google・LINE・G ビズ ID」のそれぞれのアカウントでログインすることができます。

イ メールアドレスで認証して申請に進む

アカウントを作成しなくても「メールアドレス認証」により申請することができます。

この場合、一時保存や過去の申請内容の確認などの機能は利用できません。

【騒音・振動関係】特定建設作業実施(変更)届出(千種区、昭和区、守山区、名東区)

入力状況 0%

名古屋市の「【騒音・振動関係】特定建設作業実施(変更)届出(千種区、昭和区、守山区、名東区)」のオンライン申請ページです。

市内で新しい建ち、振動を発生する建設作業を行う場合に必要届出です。様式等は制度詳細をご覧ください。[制度詳細URLはこちら](#) 

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただく。申請書の一時保存や申請進捗の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの届出のみで申請ができます。
一時保存や申請進捗の確認などは利用できません。

アカウント登録せずにメールで申請

(3) 申請内容の作成

ア 新規作成

申請フォームの表示に従い入力していきます。その際、以下の内容にご注意ください。

(ア) 收受日について

開庁日や開庁時間(8時45分から17時15分まで)の申請は申請した日の届出となります。一方、閉庁日(土日祝日及び年末年始)や閉庁時間(17時15分から翌8時45分まで)の申請は、直後の開庁日の届出となります。届出は作業開始日から中7日前(8日前)までにする必要がありますので、ご注意ください。

開庁日	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○
曜日	日	月 (祝日)	火	水	木	金	土	日	月	火	水
説明	申請日	-	收受日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	作業開始日

(イ) 差し戻しについて

法・条例に定められた項目の記入漏れなどにより、差し戻しとなる場合があります。この場合、届出日は再度申請した日(またはその直後の開庁日)となりますので、ご注意ください。

(ウ) 申請後の連絡について

差し戻しとならない場合でも、記載内容の確認・修正のため、担当の公害対策課よりメールや電話にて連絡することがあります。申請時に登録されているメールや電話を確認できるようにしておいてください。

(I) 夜間または日曜日その他の休日の作業について

夜間または日曜日その他の休日の作業は、法・条例により原則行わないこととされています。道路法の協議などによりやむを得ず実施する場合には、必要書類を添付の上、届出をしてください。

(オ) 災害その他の非常の事態により緊急に実施する作業とは

風水害、火災等による緊急な工事のことであり、特定建設作業を行う必要があらかじめ想定できない場合をいいます。工期が変更されたことにより急きょ特定建設作業を行うような場合は、これに該当しません。

(カ) 作業の変更の届出について

特定建設作業実施変更届出書については、変更したい項目の開始の前々日(閉庁日の場合にはその前の開庁日)までに申請を行うようにお願いします。

イ 過去の申請を利用して申請

過去の申請の内容をもとに、再度申請することができます。この際、特定建設作業実施届出書などの過去に添付したファイル等は削除されます。

(4) 受付通知

申請後に電子申請システムより「スマート申請受付のお知らせ」がメールにて通知されます。この通知には、申請に際しての注意事項、申請日時と申請番号などが記載されています。電子申請では、届出書の写しが発行されませんので、この通知を保管しておいてください。

「名古屋市 特定建設作業実施届出書(千種区、昭和区、守山区、名東区)」の申請を受付いたしました。以下の注意事項等を確認ください。

■ 開庁日の申請について
開庁日(土日祝及び年末年始)や開庁時間(17:15以降翌8:45迄)に申請された場合、届出日は、直後の開庁日となります。届出日から作業開始日までは、中7日空ける必要がありますのでご注意ください。

■ 差し戻しについて
法・条例に定められた項目の記入漏れなどにより、差し戻しとなる場合があります。差し戻しの場合には再度の申請が必要ですのでご注意ください。

■ 修正の連絡について
差し戻しとならない場合でも、記載内容の確認・修正のため、担当の公害対策課よりメールや電話にて連絡することがあります。
申請時に登録されているメールや電話を確認できるようにお願いします。
連絡がつかない場合、差し戻しになり工事開始日に間に合わない可能性もありますのでご注意ください。

■ 申請の種類
名古屋市 特定建設作業実施届出書(千種区、昭和区、守山区、名東区)

■ 申請日時
2020-05-25 12:35:52

■ 申請番号
0000-0000-0000-0000000

■ 申請内容
申請の詳細は、以下の URL からご確認ください。
<https://tzk.graffier.jp/smart-apply/applications/00000000000000000000>

■ 問い合わせ先
名東区公害対策室
電話番号:052-778-3108 ファックス番号:052-778-3110
電子メールアドレス:sa7783108@meito.city.nagoya.lg.jp

5 申請の取り下げ

誤って申請をしてしまった場合、申請を取り下げることが可能です。ただし、公害対策課にて申請の処理を進めている場合には、取り下げることができませんので、担当する公害対策課へご相談ください。

6 届出・相談・問い合わせ先

市外局番(052)

西区公害対策課 (担当区:東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目18-1 (西区役所5階)	☎ 523-4613 FAX 523-4634 ✉ a5234613@nishi.city.nagoya.lg.jp
港区公害対策課 (担当区:熱田・中川・港)	港区港栄二丁目2-1 (港保健センター3階)	☎ 651-6493 FAX 651-5144 ✉ a6516471-06@minato.city.nagoya.lg.jp
南区公害対策課 (担当区:瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通3-10 (南区役所2階)	☎ 823-9422 FAX 823-9425 ✉ a6142811-07@minami.city.nagoya.lg.jp
名東区公害対策課 (担当区:千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目50 (名東区役所1階)	☎ 778-3108 FAX 778-3110 ✉ a7783108@meito.city.nagoya.lg.jp

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 ☎ 972-2674 FAX 972-4155

(R7.4)